

神栖市附属機関の委員選任及び公開等に関する指針

平成19年6月12日制定

平成20年9月16日改正

平成21年3月 6日改正

平成30年3月20日改正

令和 2年3月24日改正

神 栖 市

第1 趣旨

広く市民の意見を反映させ、市民参加を促進することを目的に、附属機関の委員の選任にあたっては、原則として市民から委員を募集する。そのほか、専門的知識を必要とする分野においても可能な限り公募の方法を取り入れていくものとする。

また、一人でも多くの市民が参加できるように、選任にあたっては委員の兼務を制限し、男女の構成比についても積極的に改善し、選考審査については基準を定めて適正・的確に行うものとする。

さらに、本市における附属機関の透明性・公平性の一層の向上並びに審議の活性化を図り、「市民から信頼される市政の運営」と「市民の市政参画の推進」を図ることを目的として、附属機関の審議（以下、「会議」という。）を原則として公開するものとする。

第2 公募対象

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関とする。

ただし、法令の規定により委員要件に定めがある場合のほか、附属機関の設置目的及び所掌事務に照らし、公募が適当でないと認められる場合は、この限りではない。

第3 委員の公募

1 公募委員の枠を設定できるかどうか、規則等の改正も含めて検討する。

その際、委員定数の増加につながらないように配慮する。

(1) 現行規定上、「市民」「市民代表」「地域代表」等の枠があるものについては、当該部分（全部又は一部）を公募とする。

(2) 新たに「公募」の選出区分を設ける。

(3) 規則等の改正については、次回改選期までに行うものとする。

- 2 指針によらずに委員を選任する場合はその理由を明らかにしておく。

第4 委員の選任

1 委員の構成

(1) 年齢要件等

- ・原則として年齢が20歳以上であること。
- ・市内に在住又は勤務する者
- ・市税等の滞納がないこと。

(2) 公募委員の兼務

- ・同一の委員が、同時に3を超える附属機関の公募委員を兼ねることのないよう努めること。

なお、就任状況の確認は、行政経営課で保有する名簿を利用すること。

(3) 公募による委員数

- ・原則として委員定数の半数以上となるよう努めるものとする。

(4) 男女委員の構成

- ・委員の公募にあたっては、募集段階から当該附属機関全体の男女の構成比を考慮したうえで、原則としてどちらかが40%を下回らないよう配慮すること。

(5) 市職員（会計年度任用職員含む）の選任

- ・法令に規定のある場合その他特に必要があると認められる場合を除き、委員に選任しないこと。

(6) 市議会議員の選任

- ・法令による定めがある場合など、当該附属機関の不可欠の構成要素である場合を除き、原則として議会議員を選任しないこと。

(7) 充て職の見直し

- ・関係団体から委員を選任する場合は、当該団体の長に限定せず、推薦依頼を行うなど、幅広い人材の登用に努めるものとする。

2 公募方法

(1) 広報紙等の活用

- ・市民の意見を広く聴くことを趣旨とすることから広報紙・ホームページ等を活用すること。

(2) 広報の掲載事項

- ・附属機関の目的
- ・審議事項
- ・開催条件（開催回数、開催時間、報酬・謝礼の有無など）

- ・兼務の制限
- ・選任の時期と任期
- ・市税等の滞納の無いこと。
- ・委員の報酬
- ・選定方法（論文・面接など）
- ・申込期限
- ・応募資格（一定の職務経験や特定の技能資格を有する者，年齢その他特定の応募資格を付与する方法をとる場合等）

3 公募選考方法

- (1) 選考は，附属機関を所管する課等において選考委員会を設置し行う。ただし，公募の結果，応募者が定数に満たない，あるいは要件を満たしていないなどの場合は，この限りでない。
- (2) 選考審査については，審査基準を定め適正・的確に行う。
- (3) 選考の際には，委員の兼務を制限するため行政経営課で保有する名簿と照合する。
- (4) 選考審査の結果については，速やかに，応募者全員に通知する。

第5 会議の公開等

1 公開等

附属機関の会議は，原則公開とする。

公開された附属機関の会議はすべて会議録として記録し，会議録あるいは会議要旨として一般に公表（ホームページ等）するものとする。

ただし，当該会議の内容が次のいずれかに該当する場合は，非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により，会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において，神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例第7条各号の規定に該当する情報に関し，審議等をする場合
- (3) 当該会議を公開することにより，公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが認められる場合

2 会議開催の周知

- (1) 附属機関は，公開する会議を開催するに当たり，当該会議の開催予定日の2週間前までに，会議開催について公表するものとする。

ただし，緊急に会議を開催する必要があるときは，この限りではない。

- (2) 会議開催の公表は、広報紙またはホームページ等への掲載、その他適当な方法により行う。
- (3) 会議開催の公表事項は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 会議の名称・議題・目的
 - イ 会議の開催日時及び場所
 - ウ 傍聴に関する事項（定数、申込方法等）
 - エ 問合せ先
 - オ その他会議の長が必要と認める事項
- (4) 非公開に決定した場合は、その理由を示さなければならない。

3 会議の公開方法

- (1) 附属機関は、公開する会議において傍聴者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 会議の公開は、傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- (3) 附属機関の長は、会議が公正かつ円滑に運営されるよう会場の秩序の維持に努めるものとする。
- (4) 附属機関の長は、前項の会場の秩序の維持に必要があると認めるときは、傍聴者に対して会場からの退出を求めるものとする。

第6 指針の適用

この指針については平成19年10月1日から施行する。ただし、公募についての規定に関しては平成19年10月1日以降に改選される審議会等から適用する。

会議の開催条件の廃止については、平成20年9月16日から施行する。

市議会議員の選任の制限及び充て職の見直しについては、平成21年度から改選される審議会等から適用する。

市職員の選任については、平成30年5月1日以降に選任される審議会等から適用する。

その他の廃止については、平成30年5月1日から適用する。

指針の名称及び指針の適用対象を審議会等から附属機関とする見直し、市職員の見直し、行政改革推進課の名称変更については、令和2年4月1日から適用する。